

市町村の枠を超えた保育所利用を

質問者 齋藤成宏

国は子ども・子育て支援法の改正により、保護者が市町村の枠を超えて、保育所を利用しやすくする方向性を示した。早ければ30年4月からの施行予定である。市町村間の調整の場として、都道府県が関わる待機児童対策協議会（仮称）を設けることや市町村の保育事業へ補助することを明記するなどとしている。町としては、国の動向を踏まえどのように取り組んでいくのか。